

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

混合型特定施設に関するQ & Aについて

計6枚（本送信票除く）

vol. 63

平成18年2月20日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡
平成18年2月20日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計画課
振興課

混合型特定施設に関するQ&Aの送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、混合型特定施設に関するQ&Aを作成いたしましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

【照会先】

○介護保険事業（支援）計画関係

厚生労働省老健局計画課

老人保健福祉計画官 松本 均

主査 吉川 貴士

TEL03(5253)1111 (内3923、3927)

○事業者指定関係（特定施設）

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 武井 佐代里

介護サービス振興係長 齋木 哲夫

TEL03(5253)1111 (内3932、3982)

○混合型特定施設に関するQ&A

問1 推定利用定員を定める際の係数を70%以下で定めることとしているのはなぜか。

答 70%という数値は、混合型特定施設は開設直後要介護者の割合が小さくても、いずれはこの程度の割合になることを踏まえて設定したものであるが、各都道府県がその管下の混合型特定施設の実態を踏まえ、70%以下の値を設定することも可能な仕組みとしたものである。

問2 推定利用定員を定める際の係数は、地域の実情に応じて、特定施設入居者生活介護の指定を受ける、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び高齢者専用賃貸住宅などの施設種別毎に設定することは可能か。

答 特定施設入居者生活介護に該当する全ての施設種別に共通のものとして、一つの係数を定めることとなる。

問3 必要利用定員総数を定める際に、混合型特定施設と介護専用型特定施設それぞれ定めることとなるのか。

答 都道府県介護保険事業支援計画上では、混合型特定施設と介護専用型特定施設を明確に区分し、それぞれの必要利用定員総数を記載する必要がある。

問4 特定施設入居者生活介護の指定を受けない有料老人ホーム等の定員は、必要利用定員総数と比較する推定利用定員総数の算定に当たって、考慮する必要があるのか。

答 特定施設入居者生活介護の指定を受けない有料老人ホーム等の定員は、推定利用定員総数の算定に当たって考慮する必要はない。

問5 指定を受けた混合型特定施設の要介護者数が、推定利用定員を超えた場合、超えた分の要介護者には特定施設入居者生活介護によるサービス提供を行わないことになるのか。

答 推定利用定員は、事業者指定を拒否する際の基礎となるが、当該施設において、特定施設入居者生活介護の保険給付を受ける者の上限を規定するものではない。

したがって、実際の要介護者数が、推定利用定員を超える場合であっても、要介護者の全員が特定施設入居者生活介護のサービスを受けることが可能である。

問6 特定施設の指定拒否をした場合、有料老人ホームの設置の届出も不受理とすることになるのか。

答 老人福祉法による有料老人ホームの届出受理と、介護保険法による特定施設の指定とは、それぞれが異なる根拠に基づく別の行為である。

したがって、介護保険法に基づき、特定施設の指定を拒否する場合であっても、特定施設の指定拒否を理由に、有料老人ホームの届出を不受理とすることはできない。

問7 特定施設の指定を拒否された有料老人ホームの入居者は、介護保険サービスを受けられなくなるのか。

答 特定施設の指定を拒否された有料老人ホームの入居者の介護保険サービスの利用については、利用者の選択により、一般の在宅サービスを利用することになる。

問8 混合型特定施設の必要利用定員総数に関するQ&A（介護保険制度改革インフォメーションVOL. 53）問3の最後のところで、「必要利用定員総数と推定利用定員の総数の差である210人分を70%で除した300人分について混合型特定施設の指定が可能となる」とされているが、割り戻ししなければならない理由をご教示願いたい。

答 介護保険の特定施設制度は、一つの有料老人ホームであれば、有料老人ホームの全体を特定施設とし、その中で居住する要介護者に介護サービスを提供した場合に、保険給付の対象とすることを想定している。

混合型特定施設における実際の要介護者の割合は変動するが、今般導入する仕組みに基づき指定拒否の可否を判断するに当たっては、当該施設における「要介護者の数を推定」する必要があるため、「推定利用定員」という考え方を採用しているものである。

したがって、推定利用定員を決めるための係数は、当該施設における要介護者の数を推定するために用いるものであるため、当該施設における要介護者以外の者も含めた有料老人ホームとしての入居定員（＝特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームの入居定員）を算出するためには、割り戻す必要がある。

問9 推定利用定員総数及び指定拒否に当たっての取扱いについて具体例
をご教示願いたい。

※ 前回の混合型特定施設の必要利用定員総数に関するQ&A(介護
保険制度改革インフォメーションVOL. 53) 問3の回答中の(参
考) 推定利用定員総数と指定拒否に係るイメージ図の中に、「整
備が可能な有料老人ホーム等の総定員」とあるということは、特定
施設の指定が受けられなければ有料老人ホームとしても届出が受
理されないということではないのか、との質問が寄せられたため、
今回、前回Q&A問3における回答の正確を期すものとしたもので
ある。

答 仮にある圏域において、

①混合型特定施設の必要利用定員総数が700人であり、

②混合型特定施設となっている有料老人ホーム等の総定員が700人で
あった場合、

推定利用定員総数を有料老人ホーム等の定員の70%として設定すること
とした場合には、混合型特定施設の推定利用定員総数は490人となる。

この場合、必要利用定員総数と推定利用定員総数の差である210人分
を70%で除した300人分の定員の有料老人ホーム等について、更に混
合型特定施設の指定が可能となる。

(参考) 推定利用定員総数と指定拒否に係るイメージ図

必要利用定員総数	混合型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等の総定員 → 推定利用定員総数	混合型特定施設の追加指定可能な有料老人ホーム等の推定利用定員総数 → 総定員
<p>700人</p>	<p>混合型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等の総定員</p> <p>700人 × 70% = 推定利用定員総数 490人</p>	<p>混合型特定の追加指定可能な推定利用定員総数 (700人 - 490人)</p> <p>210人 ÷ 70% = 総定員 300人</p>